

JAL、国際貨物燃油サーチャージ改定を申請

2006年9月7日
第06070号

JALは、10月16日より現在1KGあたり54円の日本発国際貨物燃油サーチャージを57円もしくは66円へと改定することを決め、本日、国土交通省へ申請しました。

JALは航空燃料価格の高騰に伴い、2001年より同サーチャージを導入しました。自助努力を行いつつ、航空燃料価格高騰分の一部をお客さまにご負担いただいておりますが、一般の航空燃料価格の高騰は自助努力の範囲を大幅に超えると判断し、同サーチャージの改定を行うこととしました。

JALはサーチャージの改定について、お客さまのご理解を得るための努力を行ってまいります。また、最大限の自助努力を行い、安定的な貨物輸送サービスの提供に努めてまいります。

適用条件と適用額

レベル	燃油設定指標 (米ドル/バレル)	路線別サーチャージ額	
		日本＝欧米路線(1kg当たり)	その他の路線(1kg当たり)
9	75.00	¥66	¥57
8	70.00	¥59	¥51
7	65.00	¥52	¥45
6	60.00	¥45	¥39
5	55.00	¥38	¥33
4	50.00	¥31	¥27
3	45.00	¥24	¥21
2	40.00	¥17	¥15
1	35.00	¥10	¥9
0	28.49以下	廃止	

導入・増額…「レベル1」の「燃油設定指標」(35.0米ドル/バレル)を20連続営業日間、継続して超えた場合、レベル1の「路線別サーチャージ」の導入を申請します。「レベル2」の「燃油設定指標」(40.0米ドル/バレル)を20連続営業日間継続して超えた場合、レベル2の「路線別サーチャージ」へ増額を申請します。「レベル3」以降も同様とします。

減額・廃止…現状「レベル9」のサーチャージが設定されており、「レベル8」の「燃油設定指標」(70.0米ドル/バレル)を20連続営業日間、継続して下回った場合、「レベル8」の「路線別サーチャージ」へ減額を申請します。「レベル0」の「燃油設定指標」を20連続営業日間継続して下回った場合、燃油サーチャージの廃止を申請します。

以上